

特定整備（電子制御装置整備）の整備主任者等資格取得講習 【学科・試問】の開催のお知らせ！！

令和2年4月に道路運送車両法の一部を改正する法律が施行され、自動ブレーキなどに使用される前方を監視するカメラやレーダーなどの調整や自動運行装置の整備について、「電子制御装置整備」と位置づけ、その整備に必要な事業場や従業員、工具などの要件が定められました。

※新たに認証が必要となる整備を行う事業場の整備主任者として選任できる者は、

○一級自動車整備士（一級二輪自動車整備士を除く。）の資格を取得した者

○下記の自動車整備士の資格を取得した者で国土交通大臣が定める講習（①学科 ②実習を受講し、③試問による習熟度の確認）を修了した者

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1) 一級二輪自動車整備士 | 2) 二級ガソリン自動車整備士 |
| 3) 二級ジーゼル自動車整備士 | 4) 二級自動車シャシ整備士 |
| 5) 二級二輪自動車整備士 | 6) 自動車電気装置整備士 |
| 7) 自動車車体整備士 | |

つきましては、支局担当部門より国土交通大臣が定める講習の内、②実習を修了した方を対象とした学科講習と試問を下記のとおり実施する旨の連絡がありましたのでお知らせします。

記

1. 受付期間

期 間： 令和3年9月13日（月）～17日（金）

場 所： 一般 佐賀県自動車整備振興会
社団法人

佐賀市若楠2丁目10番10号 電話 0952-30-8181

必要書類：

① 受講申請書【学科・試問・再試問】様式第1号

② 受講票（修了証）様式第1号

※ ①受講申請書と②受講票については、国土交通省のホームページよりダウンロード【https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_000016.html】していただくか、振興会にて購入（100円税込）下さい。

③ 自動車整備士資格の取得を証明する書面の写し（コピー）

④ 実習受講証 様式第2号の写し（コピー）

⑤ 整備主任者法令研修又は自動車検査員法令研修の修了証の写し（コピー）

⑥ 写真2枚（サイズ縦4cm×横3cm）〔最近1年以内の上半身脱帽（宗教上又は医療上により顔輪郭を識別することができる範囲において頭部を布等で覆う者である場合を除く）のもの。〕

⑦ 印鑑（スタンプ印不可）

※ 郵送・電話・ファックス等での申し込みはできません。

※ 受付期間内においても受講・受検人数に達した時点で受付を終了いたします。

※ 詳細についての問い合わせは教育課迄。

2. 講習・試問実施日

	日 付	時 間	会 場 名	定 員
第1回 学科+試問	令和3年10月14日(木)	受付 13:30~14:00 学科 14:00~15:00 試問 15:15~15:45 結果 16:15~16:30	佐賀県自動車整備振興会 3階大教室	50名

3. 受講料（資料代）：1,000円（税込）（※講習会当日に徴収。）

※ 今後の新型コロナウイルス感染状況を踏まえ、安全性に配慮し、講習・試問を中止することがあります。

新型コロナウイルス感染予防のため、注意事項を厳守して下さい。

【注意事項】

- ・当日講習に来られる前に検温していただき熱がある場合、咳や倦怠感などの症状がある等体調がすぐれない方の受講はできません。なお、このような場合で、欠席される場合はご連絡をお願い致します。なお、ご本人の希望によりますが、次回以降の講習に振替られる場合は振替させていただきますので、ご協力願います。
- ・咳エチケットを励行して下さい。マスクの着用がない場合は講習・試問を受けられません。ただし、写真照合の際は監督者の指示に従い、マスクを外して下さい。
- ・受付場所に消毒液を設置しますので手指の消毒を行い会場に移動して下さい。
- ・室内換気にご理解下さい。寒暖への対応は各自で衣服等により調節願います。
- ・受付時間を厳守して下さい。遅れると理由の如何を問わず受講出来ません。
- ・車の駐車は運輸支局西側のフェンス沿い等に整然と行って下さい。不正改造車の乗り入れは厳禁です。不正改造車に対しては、その使用者に地方運輸局長から整備命令が発令されます。
- ・携帯電話等電子通信機器類をやむを得ず持込む場合は必ず電源を切ってください。
- ・講習・試問会場内は禁煙です。